

栄ミナミシェアサイクル「でらチャリ」利用規約及び、個人情報規約

1. 利用者登録について

- (1)栄ミナミシェアサイクル「でらチャリ」へ利用者登録を申し込む際には、パソコン・スマートフォン等による Web 登録、もしくは現地 KIOSK(登録貸出端末)の画面にて登録する方法のいずれかを選択することとします。
- (2)でらチャリ運営事務局（以下「運営事務局」という）は、「でらチャリ」の利用手続き時に利用者の本人確認および、でらチャリ自転車（以下、「自転車」という）の貸出・返却、利用料金の支払い等を行うために、「Felica（フェリカ）」を内蔵した IC カード、又はおさいふケイタイ等を利用者認証媒体として登録するものとします。
- (3)登録した利用者認証媒体は本人以外が使用してはならないこととします。
- (4)利用者は、登録の際に提供した個人情報の内容に変更が生じた際には、その旨を直ちに運営事務局に報告し、運営事務局の承認を得ることとします。

2. 契約の解除

- (1)運営事務局は、利用者が次の各号のうちいずれかに該当したときは、予告無くサービスを停止し、入会契約を解除することができるものとします。
- ①本規約に違反したとき。
- ②利用者の登録内容に虚偽の内容が見つかったとき。
- ③自転車の利用中に交通事故を起こしたとき。

3. 栄ミナミシェアサイクルの運用中止

- (1)運営事務局は、天変地異その他運営事務局にとって不可抗力の事由により、「でらチャリ」の運用が困難と判断した場合、予告無くサービスを停止し、入会契約を解除することができるものとします。
- (2)前項の場合、契約解除に伴う利用料金等の徴収について、運用中止とした当日分の支払請求は行わないこととします。

4. 利用可能時間・会員種別・支払方法について

- (1)貸出時間は、9時から20時まで、返却時間は、24時間(年中無休)とします。
- (2)会員種別は、下記の表とします。

会員種別	時間会員（60分間）	1日会員（9時～20時）	法人会員（月間）
基本料金	100円/60分	500円/日	初回請求時：5,000円/月（税別） 次月以降請求：4,000円/月（税別）
超過料金	100円/60分	500円/日	100円/60分（税別）
超過料金の発生基準	60分の利用を 超えた場合	利用開始の翌日9時を 超えた場合	月間の利用時間が100時間を 超えた場合

(3)支払方法は、時間会員、1日会員は交通系 IC カード又はクレジットカード払いを選択することとします。
また、法人会員は請求書払いとします。

5. 自転車の貸出・返却について

- (1)利用料金の支払いは、KIOSK 又はクレジットカードにより行うこととします。
- (2)利用者は基本料金を支払い後、利用者認証媒体を KIOSK の認証媒体読み取り部にかざして、自転車の鍵の貸出を行い、自転車を利用することが出来ます。
- (3)返却については、自転車の鍵又は利用者認証媒体を、KIOSK の認証媒体読み取り部にかざし、自転車の鍵を返却することで完了します。
- (4)ステーションが満車の場合は、その他のステーションへ返却をお願いします。
- (5)利用者は超過料金が発生した場合には、KIOSK 又はクレジットカードにより支払を行うこととします。
- (6)利用者は、「でらチャリ」の返却に当たって、自転車に利用者の遺留品がないことを確認したうえで返却するものとし、運営事務局は、返却後の遺留品の紛失等について何ら責任を負わないものとします。
- (7)利用者は、自転車の貸出から 24 時間以内に返却するものとします。

6. 自転車の点検・整備について

- (1)運営事務局は、自転車に対し、運営事務局が定める基準により定期点検整備を実施します。
- (2)利用者は、自転車を借り受ける都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、前照灯器の点灯、前後輪およびサドル下の反射板などを点検し、安全な利用ができる状態であることを確認することとします。
- (3)利用者は、自転車に損傷や整備不良などを発見した際は、速やかに運営事務局に届け出、当該する自転車の利用を中止することとします。
- (4)前項において、届け出なく自転車を利用した際は、貸出時に損傷や整備不良は無かったものとします。

7. 自転車の保管について

- (1)利用者は、駐輪が許可されていない場所に、自転車を駐輪したとき、撤去や保管等により発生した諸費用、および返還までの利用料金その他運営事務局に発生した損害を賠償する責任を負うものとします。
- (2)自治体および警察等から、自転車の放置について運営事務局に連絡があった場合、運営事務局は利用者の個人情報に基づき当該自転車を貸出中の利用者に連絡し、利用者は速やかに返還にかかる手続きを取るものとします。

8. 禁止行為について

利用者は、「でらチャリ」利用中に次の行為をしてはならないこととします。

- (1)飲酒運転、無謀運転、その他交通法規に違反する行為。
- (2)自転車を利用者本人以外の者に使用させること。
- (3)歩行者などの通行障害となるような行為。

- (4)条例が定める自転車放置禁止区域内、許可の無い私有地および歩行者や自動車の通行の障害となるような道路での駐車。
- (5)自転車の構造・装置などの改造もしくは改装等、その原状を変更すること。
- (6)その他公序良俗に反する行為。

9. 自転車の故障等

- (1)貸出中にご利用の自転車が故障した場合は、コールセンター（0120-924-396）まで連絡することとします。
- (2)利用者に起因する故障については、利用者本人のご負担で修理にあたることとします。
- (3)自転車の付属品を紛失したり破損した場合は、付属品購入費用実費相当額をご負担いただきます。

10. 自転車の盗難・紛失

- (1)自転車が盗難されたり紛失した場合は、直ちに状況などを警察およびコールセンター（0120-924-396）に連絡することとします。また、違約金として50,000円をお支払いいただきます。
- (2)違約金受領後に自転車の返却を受けた場合でも、違約金はお返しいたしません。

11. 自転車事故の処置等

- (1)貸出期間中にご利用の、自転車で事故に遭った場合は、法令で定められた処置をとるとともに、「でらチャリ」利用者の責任において事故の解決にあたるものとします。また、事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を速やかに警察およびコールセンター（0120-924-396）に報告することとします。
- (2)利用者自らが第三者と締結した示談等には、運営事務局は一切責任を負いません。

12. 補償

- (1)運営事務局は、自転車を貸し渡した会員に対して日本交通管理技術協会の第二種TSマーク付帯保険を付保するものとします。
- (2)補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
- (3)警察および運営事務局に届け出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険会社および運営事務局の補償制度による損害補てんが受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾するものとします。
- (4)TSマーク付帯保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第1項に定める補償は適用されない場合があります、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。

13. 個人情報

(1)運営事務局は、入会申込み手続き、および本サービスの利用履歴情報等を、「でらチャリ」の円滑な運営、サービス向上の目的の範囲内のみで利用するものとします。

(2)運営事務局は、裁判所・検察庁・警察・弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に従って開示を求められた場合、またはその他法令に定める正当な理由がある場合、取得した個人情報を第三者に提供する場合があります。

(3)運営事務局は、個人情報の提供者から自己に関する個人情報の開示の請求があった場合、速やかに開示することとします。また、自己に関する個人情報の訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の申し出があった場合、運営事務局は速やかに応じるものとします。

14. 規約の改訂

(1)運営事務局が本規約を改訂した場合については、運営事務局所定の Web サイトへの掲示をもって発効するものとします。

(2)本規約の改訂は、利用者への事前の通知や承諾無く行うことができるものとします。

この規約は平成 28 年 10 月 1 日から発効とします。

この規約は平成 29 年 7 月 1 日から発効とします。

この規約は平成 30 年 6 月 1 日から発行とします。

お問い合わせ先
でらチャリ運営事務局
コールセンター：0120-924-396
管理番号 6300